

三次市教育委員会告示第 号

三次市部活動指導員配置事業実施要綱を次のように定める。

平成31年 月 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市部活動指導員配置事業実施要綱

(設置)

第1条 この告示は、三次市立中学校（以下「中学校」という。）における教員の勤務負担軽減と部活動の充実を図り、もって学校の教育体制の整備・充実に資するため、部活動指導員を置く。

(登録及び任命)

第2条 部活動指導員は、次の各号に定める要件を全て満たす者の中から、教育委員会が選考し、候補者として登録する。

- (1) 教育現場にふさわしい人格と意識を持つ者
- (2) 部活動指導等の経験を有し、競技等における専門的指導のできる者
- (3) 公務員（公立学校に勤務する非常勤講師を除く。）でない者
- (4) 18歳以上の者（高校生を除く。）

2 学校長から部活動指導員派遣の申請があったときは、登録者の中から、専門種目や派遣する学校の意見を考慮した上で適任と認めた者について任命するものとする。

(任期)

第3条 部活動指導員の任期は任命された日からその年度の末日までとする。た

だし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的及び自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的指導に従事するものとし、具体的な内容については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 実技指導
- (2) 安全及び障害予防に関する知識及び技能の指導
- (3) 学校外での活動（大会、練習試合等）の引率
- (4) 用具及び施設の点検及び管理
- (5) 部活動の管理運営（会計管理等、教諭等と連携して行う。）
- (6) 保護者等への連絡（必要に応じ教諭等と連携して行う。）
- (7) 年間及び月間指導計画の作成（必要に応じ教諭等と連携して作成し、校長の承認を得る。）
- (8) 生徒指導に係る対応（教諭等と連携し学校として組織的に行う。）
- (9) 事故が発生した場合の現場対応（教諭等と連携し学校として組織的に対応する。）

(報酬)

第5条 部活動指導員の報酬については、1時間当たり1,600円とする。

2 中学校体育連盟が主催又は共催する大会に参加する場合は、実費負担相当分の旅費を支給する。

(研修)

第6条 部活動指導員は、任命前に次の各号に定める内容に関して研修を受けるものとする。

- (1) 部活動が学校教育の一環であること等の部活動の位置付け
- (2) 部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の育成等に資するものであること等の教育的意義
- (3) 学校全体や各部の活動の目標や方針の熟知
- (4) 生徒の発達段階に応じた科学的な指導

- (5) 安全の確保や事故発生後の適切な対応
- (6) 生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止について
- (7) サービスの遵守

(災害補償)

第7条 部活動指導員が職務による災害（負傷，疾病，障害，死亡等をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は，労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）の定めるところにより補償を行うものとする。

(服務)

第8条 部活動指導員は，全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し，職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 部活動指導員は，その職務を遂行するに当たって，法令等に従い，かつ，上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3 部活動指導員は，その職の信用を傷つけ，又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 部活動支援員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解職)

第9条 教育委員会は，部活動指導員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは，解職することができる。

(1) 心身の故障により，その職務に耐えられないとき。

(2) 職務の遂行に必要な適格性を欠くとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(4) 予算等その他教育委員会の諸事情により，任期を継続することが困難となったとき。

(実施報告及び報酬の支払)

第10条 校長は，実施月の月末までの部活動指導員の勤務実績を速やかに教育委員会に報告するものとする。

2 教育長は，前項に規定する報告により勤務実績を確認し，部活動指導員に対して報酬を支払うものとする。

(適切な練習時間や休養日の設定)

第 1 1 条 スポーツ庁が定める「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁が定める「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、広島県が定める「運動部活動の方針」、三次市教育委員会が定める「運動部活動の方針」等を遵守し、練習時間や休養日を適切に設定すること。

(その他)

第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成 3 1 年 月 日から施行する。